

## ご依頼の際にご準備いただくもの【死亡申告】

恐れ入りますが、死亡申告にあたり以下の書類等のご準備をお願いいたします。  
ご不明な点やご質問等ございましたらお問い合わせください。

ご依頼者様が韓国籍の方で 死亡日から1ヶ月以内に申告を行う場合		
No.	書類等	確認欄
1	お亡くなりになった方の <u>韓国の登録基準地（戸籍制度における「本籍地」）情報</u> がわかるもの ※登録基準地（本籍地）は、「番地」前の「洞」や「里」の情報まで必要です。 例：古い韓国の戸籍謄本、大韓民国国民登録証、死亡した外国人に係る外国人登録原票の写し等	<input type="checkbox"/>
2	<u>死亡届受理証明書</u> （原本）1通 ※届出を提出された方が、届出を提出された市区町村役場で交付請求してください。	<input type="checkbox"/>
3	<u>死亡届記載事項証明書</u> （コピー又は原本） ※届出を提出された市区町村役場で交付請求してください。	<input type="checkbox"/>
4	【ご依頼者様が韓国戸籍に記載されていないの場合】 お亡くなりになった方との <u>関係がわかる証明書</u> （原本）各1通 例：出生届記載事項証明書、婚姻届記載事項証明書等	<input type="checkbox"/>
5	ご依頼者様の <u>顔写真付きの身分証明書</u> 表面・裏面コピー ※有効期限の切れていない身分証明書をご準備ください。 例：特別永住者証明書、在留カード等	<input type="checkbox"/>



行政書士 李法務事務所  
Lee Legal Office

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通4丁目1-23 三宮ベンチャービル 305  
TEL 078-200-5686 / FAX 078-200-5687  
E-mail lee@leehoumu.com  
HP <https://leehoumu.com/>